



産政第 210 号
令和 4 年 2 月 16 日

新潟県内各商工会議所会頭 様
新潟県商工会連合会会長 様
新潟県中小企業団体中央会会長 様
新潟経済同友会代表幹事 様
新潟県経営者協会会長 様

新潟県産業労働部長

まん延防止等重点措置の延長に伴う事業者への要請について（依頼）

まん延防止等重点措置の適用から 3 週間が経過したところですが、本県の感染者数は依然として高止まりが続いていることから、2 月 14 日から 3 月 6 日までの期間において、重点措置が延長されたところです。

県民の生命及び健康を確保するとともに、生活に不可欠な事業等を継続するためには、県民・事業者の皆さまから、引き続き、感染防止対策を徹底いただくことが必要です。

つきましては、重点措置の延長に伴い、県民・事業者の皆さまに対して、改めて、別紙のとおり要請しましたので、貴会におかれましても、会員の皆さまに周知くださるよう、お願い致します。

〔事業者への要請（職場への出勤抑制等）〕

- テレワークや Web 会議の活用、時差出勤の拡大などにより出勤者数の削減、接触機会の低減の取組を推進すること。
- 従業員の体調管理を徹底（出勤前の検温等）し、体調の悪い人は出勤しない・させないこと。
- 従業員の同居家族等に体調不良者がいる場合は、積極的に検査を勧めること。
- 職場での集団感染が発生していることを踏まえ、感染リスクが高まる職場での居場所の切り替わり（休憩室・更衣室・喫煙室・食堂等）に注意すること。
- 社会機能の維持のため業務継続の仕組みを構築すること。

新潟県産業労働部産業政策課 柄澤、宇治
電話：025-280-5231